

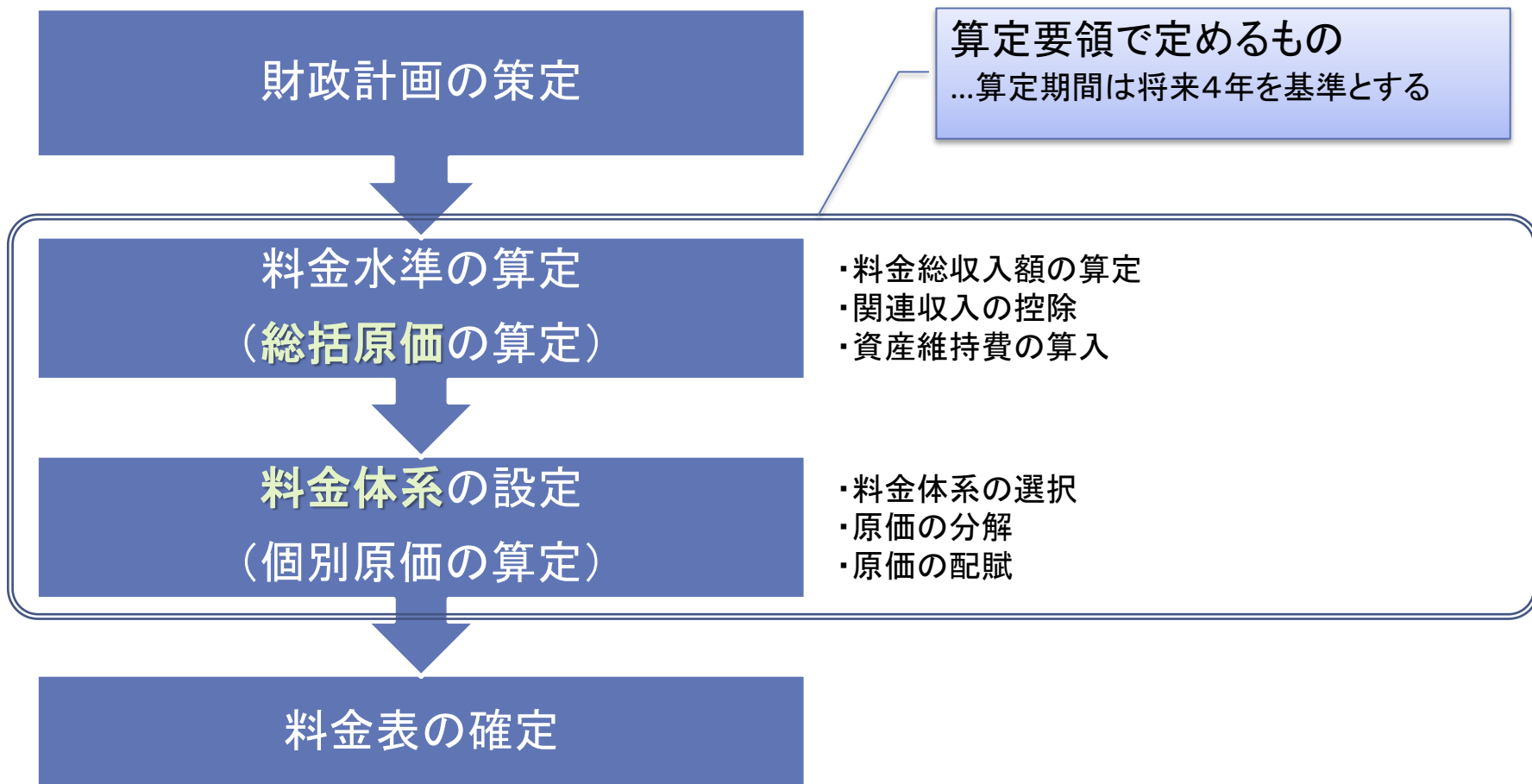
## 滝沢市水道料金算定要領（案）

# 滝沢市水道料金算定要領について

滝沢市上下水道事業経営審議会  
平成31年1月29日

# 1 水道料金算定要領の位置づけ

## 料金算定のプロセスにおける『水道料金算定要領』

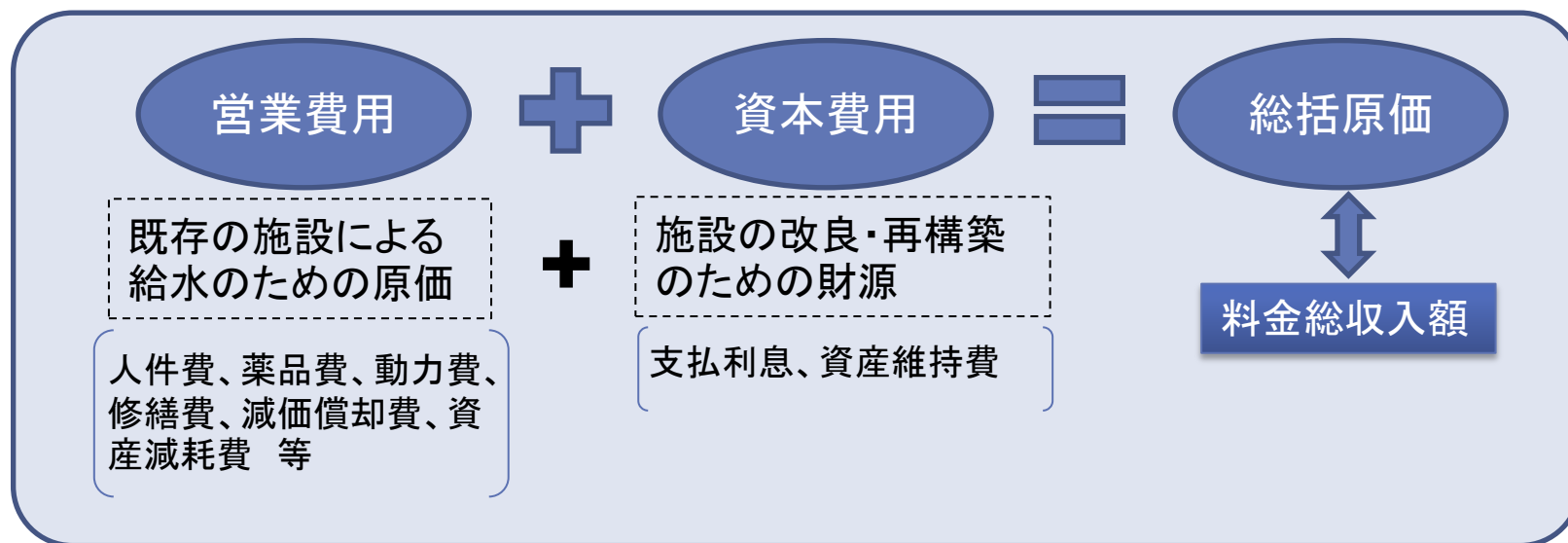


## 2 総括原価...① 総括原価の基本原則

### (1) 基本原則

「...適正な営業費用に、...必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。」

### 総括原価の算定方式



給水のための原価を補うだけでは十分ではなく、施設の更新が可能であるように財政基盤を強化するものでなければならないことから、「資本費用」が総括原価の必要構成要素となっている。

## 2 総括原価...② 営業費用

### (3) 営業費用

「維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。」

## 営業費用の範囲

### 営業費用

→既存の水道施設を維持していくために必要とされる費用

- 性質別・・・人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費 など
- ※ 施設機能別の部門(原水、浄水、配給水、業務費、総務管理費)ごとに集計する

### 控除項目

→事業運営に伴う関連収入(手数料等)

- 控除項目の例・・・督促手数料、設計審査手数料、完成検査手数料 など

営業費用総額から、事業運営に伴う収入(手数料等)により補う部分を差し引いたものを「総括原価・営業費用」の額として算定する。

## 2 総括原価...③ 資本費用

### (4) 資本費用

「支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額とする。」

## 資産維持費の範囲

**資本費用** → 支払利息、資産維持費

- 資産維持費・・・給水サービス水準の維持向上と施設実体の維持のために事業内に再投資されるべき額

※ 施設の建設・改良・再構築及び企業債償還に必要な所要額

**費用範囲** → 【対象資産 × 資産維持率】の範囲内で総括原価に含める

- 滝沢市の資産維持率・・・2.5%（創設時期等更新状況から決定）

使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、**総括原価に含めて算定できる資産維持費の範囲を3%程度（全国水準）と定めている。**

※ 3%・・・今後の更新を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準

# 3 料金体系...① 一般原則

(1) 一般原則・・・イ 個別原価主義・口径別料金体系

「口径により分類した各使用群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦」

## 口径別料金体系

口径別  
料金体系

→量水器口径(給水管口径)別に原価を配賦

➤ 個別原価主義・・・量水器購入価格や理論流量比により原価に対応する配賦とする

現行の料金体系が一般家庭等(生活用水としての利用者)への配慮として水道料金が安価に設定されている場合、個別原価計算基準による算定では急激な変化をもたらすため、激変緩和の検討が必要。

# 3 料金体系...② 一般原則

(1) 一般原則・・・イ 個別原価主義・二部料金制  
「基本料金と従量料金の二部料金として設定する」

## 二部料金制

基本料金

→水道メータ設置費用、検針費用、料金徴収費用 等

- 使用水量の有無に関わらず口径に応じて利用者に負担してもらう料金

従量料金

→動力費、薬品費 等

- 使用水量に応じて、利用者に負担してもらう料金

総括原価を「基本料金」と「従量料金」の二部に配分するためには、総括原価を経費の性格により分解した上で再配分することが必要となる。



# 3 料金体系...③ 経過措置

## (2) 経過措置

「基本水量を付与している料金については、...漸進的に解消するもの」

## 基本水量制

### ◆ 前回答申『4 料金体系のあり方について』より

料金体系見直しの基本的な考え方

- ① 基本水量制は廃止が望ましい。
- ④ 料金体系の見直しにともない、現利用者の負担が大きく変化する場合は、激変緩和措置を行うなどの配慮が必要であると考え。このため、暫定措置として一定の期間、基本水量付も併用するなどの検討も必要と思われる。

現行、生活用水としての利用者への配慮として口径13mmと20mmに付与している基本水量5<sup>m</sup>については廃止が望ましいが、廃止に伴い5<sup>m</sup>以下の利用者の水道料金が激変することがないように配慮する。

# 滝沢市水道料金算定要領（案）

[策定 平成31年〇月〇日]

## 1 総則

### (1) 本旨

水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発達を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

**下線部分** … 制度改正等により追加・変更となった部分

**ゴシック体** … 滝沢市において独自に追記・変更している部分

## 2 総括原価

### (1) 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移にもとづく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

なお、受託工事その他の付帯的事業については、当該事業に要する直接費及び間接費を含め、収支相償うよう定められていなければならない。

### (2) 料金算定期間

料金算定期間は、**原則として将来の4年を基準**とする。

### (3) 営業費用

営業費用は、人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

#### イ 人件費

人件費は、給料、手当、**賞与引当金繰入額**、賃金、報酬、法定福利費、**法定福利費引当金繰入額**及び退職給付費（退職手当組合等への負担金）等の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の傾向等を考慮して適性に算定した額とする。

#### ロ 薬品費

薬品費は、給水計画及び各水源別水質の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

#### ハ 動力費

動力費は、地区別需要予測に基づく水道施設の個別稼働計画に準拠して適正に算定した額とする。

#### ニ 修繕費

修繕費は、水道施設の適正な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

ホ 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。

ヘ 資産減耗費

資産減耗費は、過去の実績及び水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

ト その他維持管理費

通信運搬費、委託料及び手数料等その他維持管理費は、過去の実績及び**料金算定期間中の**事業計画並びに個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。

チ 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び**料金算定期間中の**事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。ただし、長期前受金戻入益については、原則として控除項目に含めないものとする。

(4) 資本費用

資本費用は、支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる**資産維持費**の合計額とする。

イ 支払利息

支払利息は、企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額で、料金算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。

なお、受取利息等関連収入は、これを控除しなければならない。

ロ **資産維持費**

**資産維持費**は、事業等の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資本に**2.5% (基準)**を乗じて算定した額とする。

(5) **後期経営計画**

水道料金の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、**後期経営計画**を策定し、これを総括原価に反映させなければならない。

3 料金体系

(1) 一般原則

イ 個別原価主義

水道料金は、**量水器の口径により分類した**各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用にもとづいて配賦し、基本料金と従量料金の**二部料金として**設定するものとする。

この場合において設定された料金をもって計算した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

ロ 特別措置

各使用者群の基本料金に対しては、生活用水への配慮及び給水需給の実情等から必要がある場合には、資本費用の一部を配賦しない等その料金の軽減措置を講ずることができる。

(2) 経過措置

本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するため適当な経過措置を講ずることができる。

なお、生活用水としての利用者への配慮として、一定期間、口径13mmと20mmに基本水量を付与している料金については、料金の激変を招かないように漸進的に解消するものとし、経過的に存知することはやむを得ない。

(平成31年〇月〇日 滝沢市上下水道事業管理者 滝沢市長決裁)